

～キラリと光るまち ひのちょう～
広報ひの おしらせ版
2021年1月8日号
No. 682

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

除雪

についてのお願い

本格的な冬を迎え、積雪が心配される時期となりました。朝の通勤・通学のため、早朝の除雪が必要となります。除雪車の音や振動があると思われますが、ご理解をお願いします。

また、機械で除雪を行うと、必ず家の前に雪が残ります。各自で取り除いてくださいますよう、ご協力をお願いします。

【問合せ先】 役場建設水道課（電話 72-0350）



【住民課からのお知らせ】

機械・器具など、償却資産は申告が必要です

会社や個人で工場・商店・農業などを営んでいる人が、事業のために使う機械・器具・備品などの資産（償却資産）を所有している場合は、毎年1月1日現在の所有している償却資産の内容（新規購入・廃棄など）を所在市町村へ申告することとなっています。

対象外の償却資産 ▼耐用年数1年未満▼所得価格が10万円未満▼自動車税や軽自動車税の課税対象となる車や小型特殊自動車など
申告手続 昨年度提出した人には申告書を送付しています。新規に事業を始め、償却資産を取得した人は、申告書は役場住民課にありますのでお問い合わせください。

提出期限 2月1日（月）

問合せ先 役場住民課 担当 頭本（電話 72-0333）

令和3年度固定資産税の軽減について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者は、事業にかかわる固定資産税の軽減を受けることができます。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年同期比で減少率30%以上となった中小事業者

軽減対象となる資産 軽減対象者が所有する償却資産および事業用

家屋

軽減割合 ▼前年比30%以上50%未満減少の場合、1/2 ▼前年比50%以上減少の場合、全額

申請に必要なもの ▼認定経営革新等支援機関などに確認を受けた申告書▼収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）▼事業用家屋がある場合、特例対象資産一覧と、対象家屋の事業割合を示す書類（青色申告決算書など）

申請期限 2月1日（月）

申請および問合せ先 役場住民課 担当 頭本（電話 72-0333）

【産業振興課からのお知らせ】

販売野菜などの種苗費の補助が受けられます

町では、農家の所得と意欲の向上を図るため、販売野菜などの種苗費補助を行っています。

対象者 ▼町内に住所がある人▼町内の生産グループに所属している人および個人生産者

対象となる種苗費 令和2年度に販売された野菜・花きの種苗費

補助率 ▼苗代の1/3 ▼種子代の1/2

申請に必要なもの ▼種苗費の領収書・レシートの写しなど（レシートには氏名を記載のこと）▼販売証明書類（令和2年4月から申請時まで、生産グループは9万円以上、個人生産者は4万5千円以上の販売額が必要です）

申請手続 2月1日（月）までに申請してください。申請書類は、役場産業振興課またはJA日野支

所日野営農センターにあります。

問合せ先 役場産業振興課 担当 入澤（電話 72-2101）

「町プレミアム付地域応援商品券」の利用はお早めに

町では、9月に町内の取扱店舗で利用できる「町プレミアム付地域応援商品券」を発行しています。

利用期限が迫っていますので、商品券を購入した人は早めにご利用ください。

利用期限 1月31日（日）まで

問合せ先 役場産業振興課 担当 稲田いずみ（電話 72-2101）

【そのほかのお知らせ】

ひきこもりサポーター養成研修会のご案内

ひきこもりに悩む本人や家族に対する早期対応と、地域における適切な支援のために、研修会を開催します。お気軽にお越しください。

日時 2月10日（水）午後1時30分～午後3時

場所 米子市文化ホール

定員 50人

申込期限 1月22日（金）

内容 ひきこもりに関する基本的な知識、支援方法ほか

対象者 どなたでも受講できます

申込方法 とっとりひきこもり生活支援センターのホームページに掲載の申込用紙に必要事項を記入し、郵送かファクシミリで提出してください。

申込みおよび問合せ先 とっとりひきこもり生活支援センター（電話 0857-20-0222）

【そのほかのお知らせ】

特定（産業別）最低賃金が改正されました

鳥取県特定（産業別）最低賃金が次のとおり改正されました。

▼鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 809 円（発行年月日：令和 2 年 12 月 30 日）

※「鳥取県最低賃金」は、令和 2 年 10 月 2 日から時間額 792 円に改正されています。

問合せ先 最寄りの労働基準監督署または鳥取労働局労働基準部賃金室（電話 0857-29-1705）

令和 3 年度鳥取県学生寮入寮生募集について

東京にある鳥取県学生寮、明倫館（男子寮）と清和寮（女子寮）の第 2 回入寮生募集を行います。

出願資格 ▼保護者が鳥取県に住所を有する人 ▼令和 3 年度に大

学、短大などに入学を希望する人、または、大学などに入学が決定している人など

入寮期間 原則 2 年間

出願手続 入寮願書、所得証明書、返信用封筒を在学している県内高等学校などに提出してください。

出願期間 1 月 29 日（金）必着

入寮決定 先着順ではありません。出願者が多い場合は、審査して選考します。選考結果は 2 月末までに通知します。

入寮日 3 月 26 日（金）から 3 月 31 日（水）の予定

問合せ先 公益財団法人鳥取県育英会（電話 0857-26-8375）

令和 3 年度国有林モニター募集について

国有林の事業運営などについて皆さんの理解を深めるとともに、意見や要望を国有林野行政に反映させるため、国有林モニターを募集します。

対象者 ▼県内在住の人 ▼森林・

林業および国有林に関心のある人（ただし、平成 30 年度から令和 2 年度まで 3 年間連続して国有林モニターを務めた人は除く）

任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

応募締切 2 月 1 日（月）

問合せ先 近畿中国森林管理局総務企画部企画調整課林政推進係（電話 06-6881-3401）

小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、個人事業主（共同経営者含む）・会社などの役員の人々が事業を廃止された場合などに備えて、あらかじめ資金を準備しておく、国がつくった共済制度です。毎年、掛け金が所得控除となるため節税効果があります。

詳しい内容、加入申し込みは、商工会、金融機関の窓口などにお問い合わせください。

問合せ先 共済相談室（電話 050-5541-7171）

雪おろしなどでお困りのときは…

町から協力要請をしている業者の一覧です。**料金は有償となります。**雪おろしなどを依頼される場合は、それぞれの相談窓口または業者と相談のうえ、依頼してください。

○日野町建設業協会 相談窓口：原明建設（電話 74-0020）

（加盟業者）	・ 稲田組	7 2 - 1 2 4 5	・ 中村建設	7 2 - 0 0 1 6	
・ 高橋建設	7 2 - 0 1 2 8	・ 原明建設	7 4 - 0 0 2 0	・ 佐伯建設	7 2 - 0 0 7 0
・ 竜建	7 0 - 1 3 7 3				

○日野町建築協会 相談窓口：ナギラ建築（電話 72- 1329）、池座建築（電話 090- 7507- 3956）

○鳥取日野森林組合（電話 72- 0066） ※倒木処理など（料金は状況による）

○その他の町内業者 ・ 遠藤工務店 7 2 - 0 2 8 5 ・ 西村建築事務所 0 9 0 - 6 8 4 0 - 8 9 5 4
・ 宮脇鉄工所 7 2 - 1 0 9 8

【作業料金】

※右記の料金は、目安の金額です。状況により変わりますので、業者とご相談ください。

作業内容または使用機器	単位	1 時間あたりの費用
人力での除雪（雪かき）	1 人	2, 7 0 0 円
人力での除雪（屋根からの雪下ろし）	1 人	3, 2 0 0 円
ミニパワーショベルなどの操縦者派遣	1 人	2, 7 0 0 円
ミニパワーショベル（除雪作業）	1 台	2, 2 0 0 円
台車によるミニパワーショベルなどの移送		実費
2 トンダンプ（雪の回収）	1 台	1, 7 0 0 円
4 トンダンプ（雪の回収）	1 台	2, 2 0 0 円

【問合せ先】 役場総務課（電話 72-0331）